

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十第

行發日一月十年一十正大

論叢

傳統派の社會連帶思想

文學博士 米田庄太郎

時機尙早なる社會革命の企

法學博士 河上肇

階級に就いて

文學博士 高田保馬

經濟と自由

經濟學士 堀經夫

時論

物價調節問題

法學博士 河田嗣郎

營業稅論

法學博士 小川郷太郎

說苑

租稅負擔の地方別研究

法學士 汐見三郎

雜錄

一九二一年英領印度勞働爭議

法學士 柴田規矩三

小賣相場と卸賣相場

法學士 汐見三郎

階級に就いて (二)

高田 保馬

- 一、全體社會的範疇としての階級
- 二、階級は國家的範疇なりと云ふ事の否定
- 三、階級と社會的勢力
- 四、能動的及び受動的なる社會的勢力
- 五、機能的分配及び非機能的分配(狹義の權力、地位、財産)
- 六、國家以外の部分社會に於ける機能的、非機能的分配
- 七、職業的分配、非職業的分配
- 八、聯絡の傾向
- 九、權力、富力、地位の相互關係
- 十、國家の權力と他の社會の權力との關係
- 十一、不行の法則及び集積の法則
- 十二、吸收の法則及び均衡の法則
- 十三、結論

前號既載

本號所載

次號以下掲載

五

全體社會の内部には數多の社會が相ならび、相交錯して存在する。國家をはじめとして、國家の法によりて人格を認められたるものゝみに限らず、組織を有するが爲に團體即ち有組織社會を

形づくれるものまでに及ぶのみならず、更に進みては法的人格をも團體的性質をも有せざる、云はゞ無定形無組織なる集團に至る。而して、事物の本質は其最も發達せるものに於て十分に展開せられる。一切の部分社會の中最も宏大にして複雑なる組織を有する國家に就いて見る時、それらの性質は最もよく理解せられる。本來、あらゆる部分社會はその存立する所すべて或種の權力を生じ、權力の生ずる所成員の拘束服従伴ひて行はれる。然れども此等の社會の權力の本性は前述の理由によりて、國家に伴ひて生ずる權力によりて最も十分に展開せられ、從ひて前者の考察のためには後者に着眼することを第一の捷徑とする。かくて私は國家の權力を數多の社會の權力の中のとゞ一つのみと考ふるに拘はらず、先づこれを眼中に於いて考察の論歩を進める。

普通に權力と權利とは判然と區別せられる。然れども、私の如く權力を以て服従を捕へ得る能力として解釋する時は權利も亦權力の概念の中に包攝せられ終る。而も、此包攝は必ずしも背理の事に非ず、法律學の見解にありてさへ、屢、權力また法の認めたる意志の力として一種の權利なりと考へられ、從ひて權力と權利とが同一なる權利の概念の下に包攝せらる、加之、權利の場合各人が其意志力を支持するを得るのは國家が其優勝なる意志力即ち權力を以て之を保護するが故に外ならずとせらる、云はゞ權利の背後には常に其保障者として國家の權力がある。前の點は權利と權力とが其本質に於て同一視し得らるゝ事を示唆し、後の點は權利も亦究局の分析に於て歸着

する所權力に外ならず、従ひて此二者を包攝する概念が權力として表示する事の妥當を思はしめる。さてこれ等の點は私の議論の當否を支配する點では無い。進みて考ふるに、此最廣義に於ける權力は種々なる姿に於て、社會の成員の間に分配せられる。此分配の詳細なる状態は社會の組織によりて種々であらうが、大體の原則は略ぼ次の如きものである。此分配、即ち成員が此權力の幾分かを支持するに至る事は機能的なる事あり、非機能的なる事がある、此點を先づ説明する。

或は説くものがあらう、國家の權力は最高なると共に唯一不可分のものである、それが各人に分配せられると云ふ事は許し得べからざる見方に外ならぬ、統治の諸機關と雖も此不可分の權力の行使に參與するのみと。然れども私共は法律學上の技巧乃至擬制と事實の姿とを混同すべきに非ず、前者を以て後者を蔽ふ事を許されぬ。事實に於て國家又は其他の社會に對する服従、従ひて此服従を捕へ得る方は多數の人々の手に握られて居る、或人或他人の服従を捕へ得る時、彼が此權力を握れりと云ふのに何の理論的障礙があらう。社會に存する權力は恰も富が殆どすべての成員の間に分配せらるゝが如く、數多の人々の間に、而も不等に分配せられる。然らば、此分配に於ける機能的非機能的の區別とは何であるか。謂ふに、一切の社會特に國家は統制的機能を營む、此機能の遂行の必要の爲に其權力は其機關並びに機關ならざる人々の間に分配せられる、かくてこれを機能的分配と云ひ(或は之を統制的分配と稱すべきかと思ふ)、かゝる分配によりて分

享する權力を機能の權力といふ。而して此分配は二の方面に於て行はれる。權力は服従の方向を指示し且つ之を要求する意志と此意志に對する服従を獲得する事の二要素を含む。この權力が統制的機能を警むに至りては、自ら二の方面を有し、二の方面に於て作用する。一方はかゝる意志の決定であり、他方は決定せられたる社會的意志の執行である。而して此二の方面に於て權力に對する分享が行はれる。社會の統一的意志の決定に参加するものは最廣義に於ける立法的作用を警む事によりて權力を分享し、此意志の執行の任務に當るものは所謂執行的作用を警む事によりて之を分享する。而して此両方面の何れにありても、權力の分配は一種の體統的關係を形成するのを常とする。立法的作用も、執行的作用も、共に一種の複雑協働の形式を以て行はれ、之に與る全員はピラミッドの如き組織をなす。此組織内に於ける活動は前者にありて下より上に昇り、他方にありて上より下に降る。此尖塔の頂點を過ぎたるほど、立法的方面にありては統一的意志の決定力が人數に反比例して減するが故に、執行的方面にありては、執行の方面が益々減少し、且つ其活動の監督の任に當るもの増加し従ひて職務上の從屬の度を加ふるが故に、其權力分享の程度が遞下する。

權力の機能的分配に對立してその非機能的分配が存在する、それは社會の統制的機能の遂行の必要上から行はるゝに非ず、云はゞ此機能とは直接に何等の交渉を保つ事なくして行はるゝものである、勿論統制的機能によりて行はるゝにしても、これが爲に行はるゝものでは無い。機能的分

配の場合ありては、權力の分享が委任又は代表の形をとる。社會そのものはそれ自體、即ち個人を通す事無くして其統一的意志を決定し之を執行する事能はず、權力の行使を個人に委任し、個人をして社會を代表して權力の作用に任せしめる。云はゞ個人は社會の意志に入り込む事によりて、其權力を分享する。然るに非機能的分配にありては、權力の分享が保障後援の形をとる。人は自己の意志に従ひて他人の意志を拘束する事を得るに拘らず、此拘束は一に社會の權力が此個人の意志の背後にあり、他人の服従を保障するが故に外ならぬ。蓋し社會は人人相互の一定の關係に對して其權力による保障を與へる、個人の意志が此關係を表現する限り、個人は常に此權力の支持を有し、云はゞ之を分享する。然れども此際、個人は機能的分配に於けるが如く、社會の意志の中に入り込み其決定執行に参加する事によりて權力を分享せず、自己の意志の中に活動すれども、權力が之を保護するが故に其分享に與る。法律學上の用語例に従へば、これ正に權力と相對立せしめて考へらるゝ權利である。尤も所謂權利が茲に云ふ非機能的に分配せられたる權力のすべてを包括すと見るのでは無い。

權力によりて保障せらるゝ一定の關係には二種のものに分ち考へる事が出来る。其一は人人相互の直接なる關係にして、其二は物質に關する人人相互の關係云はゞ物質を通しての間接的なる關係である。權利の内容が利益であると云ふ事を眼中に置いて云へば、後者の場合に此利益は物質

的にして前者の場合にそれは對人關係そのものである。前者の中、階級の考察に於て特に重要なものは、地位(それが出生によりて定まるもの即ち世襲的なるもの)にありては身分、即ち一人に對する他人の尊重又は服従そのものを内容とするものにして、後者は近代の私法に於て人身權と對立せしめて考へらるゝ財産權に外ならぬ。此の如く見來りて私は二の事柄を理解し得る。第一、多くの學者によりて、權力は富と相並びて階級的區劃を支配する二大勢力と考へられる。然るに拘はらず、これを權利と對立せしめて考ふる限り、富力以外に存する階級別の大部分を此權力の點より説明する事が出來ぬ。たゞ、尊重又は服従を内容とする權利、即ち種々なる地位を以てまた分享せられたる權力と見る時はじめて、此權力が富と相對立して階級的區劃の殆ど大部分を説明し得る力の種類となる。第二、富の最も重なる形態である資本は屢一の權力關係に外ならずと考へられる。富を以て單に物質的なるものと見る限り、此の如き事情は到底説明せらるゝ事を得ぬ。たゞ之を分享せられたる權力の一種と考ふること前述の如くなる時、資本が一面より見て權力關係なりと云ふのは當然なる見方であると思はれる。

此の如く立入りて分析すれば、富又は財産の力と云ふも、それは分享せられたる權力の一の場合に過ぎぬ。然るに拘はらず、それが權力と相對立せしめて考らるゝのを普通とする。常識の根底には常に争ひ難き一脈の理由あるを常とする。此點に關しても、富として分享せらるゝ權力と

分享せらるゝ他の權力との間に判然たる區別の存在し、前者を後者と區分し對立せしむる事を道理ありと思はしめる。

私はさきに、權力の機能的なる分配の姿を述べたるが、これと關聯してその非機能的分配の姿を考へたい。前者が機能的組織の尖塔頂點を遠ざかるに連れて其分享の度減少したると異なり、此場合にありては、事柄が此の如く單純なる概括を許さない。地位を内容とする權利即ち種々なる特權の分配の姿は大體に於て尖塔の如き形を呈する、これは機能的分配の形を移したものに非ずやと思はれる。各人の分享する權力の程度は此尖塔の如何なる地位を占むるやによりて定まり、又其如何なる地位を占むるやは社會(國家の如き)の意志による。然れども、國家の如き社會の決定作用は十分なるを得ず、成員の組立如何によりて著しく影響せられる。即ち多くの場合にありて、社會例へば國家は既存の人々の同質異質による組立を此地位の區別に反映せしむる外無く、從ひて人々の同質性を缺ぐ限り、地位の分配の姿は尖塔の形をなす事能はず、此姿が種々なる變形を蒙る。財産を内容とする權利に至りては、各人の權力の分享の程度は其所有する財産の數量に應じて變化する、而して此財産の分配の姿は社會の人々の同質異質による組立により著しく影響せられるけれども、大體より見てパレトの法則の示す所に近い。但し、此財産の所有によりて分享せらるゝ權力と、地位即ち特權によりて分享せらるゝ權力との間には、數量的比較を許さ

ざる云は、性質的區別が存在する。

今非機能的に分配せられたる權力の一の場合を假に地位、他を財産として表現する。前者にありては他人の服従が直接に捕へられ、後者にありてはそれが間接に捕へられる。此點を説明したい。地位は直接に何等かの服従を内容とし、權力の保護によりて之を成員より獲得する可能である點に於て、それは分配せられたる權力である。然るに富にありて權力の保護するものは、人物に對する支配のみ、他人が直接に拘束せらるゝものは此支配の障礙に過ぎず、直接には、他人は此人に何等の積極的の服従を捧げない、たゞ他人が此富の代償として此人に或種の活動を供與する時、他人が服従する事となる、而も此服従は直接に得らるゝものに非ず、財物と他人の欲求とを仲介として得られたる、云はゞ間接的なるものである。而して、此間接的性質は財産が地位に對して有する特徴を形づくるのみならず、それが權力分享の他のすべての場合に對して有する特徴と見られ得る。即ち、機能的に分配せられたる權力と雖も、地位の場合に於けると同じく、直接に他人の服従を命令し獲得する。此點より考ふれば、分享せられたる權力の中、富又は財産のみを切離してこれを其他のものと對立せしめ、一方を間接的なる力、他方を直接的なる力とする事、進みて後者をのみ權力と稱して富と相並べ考ふる事、これは少くも便宜なる考へ方として非難すべきに非ずと思ふ。たゞ富が終局の分析に於て權力を意味する事を記憶すべきのみ。

社會的勢力は一方に於て社會的關係に於ける力なると共に社會の有する力である、従ひて社會は是を如何様とも個人に與奪する事が出来る。最廣義に於ける權力もまた社會的勢力の一種として、一の個人から他の個人に移される、云はゞ權力は完全なる移動性を有する。此移動性の中にまた二種のを別つ事が出来る、其一は社會の意志を俟たず、個人の意志を以て自由に移動せしむる可能にして、之を姑く融通性と名づける(個人の意志による讓渡の可能と云ふ意味に於て)。其二は個人の意志によりて讓渡する事を得ず、たゞ社會の意志によりてのみ一人より他人に移動せしむる事を得る可能にして、これを非融通的移動性又は單純なる移動性とよぶ。而して、一般に社會的勢力はたゞ單純なる移動性を有するのみ、富のみが融通性を有する。此點に於て、富は其他の權力に對して特有なる地位を占むる。機能的なる分配によりて分亨せらるゝ權力が社會の意志を離れて移動の餘地なき事は統制的機能の重要さより考へて當然に思はれる。非機能的に分配せらるゝ權力のみに就いて見るに、地位は本來人其物に固着せるものと認められ、従ひてそれは個人の意志による自由讓渡の餘地を伴はぬ。たゞ財産に至りては物に對する支配として人そのものと必然の聯絡無く、従ひて自由に其所有者を轉ずる。然れども、此財産の融通性は歴史的發達上の一偶然性たるに止まる、決して人の物に對する支配權の必然的屬性として發生したりとは認め難い。社會の事情の如何によりては此融通性の全然存在せざる事もある。又財産の一部

分に就いてのみこれが認められたる事もある。融通性の動産に就いてのみ認められ、土地に就いて認められざる事は社會史の一定段階に於て一般に見らるゝ現象である。然るに拘はらず、財産が融通性を伴ひ易き事は否定する事を得ず、特に近代にありては、この融通性が財産の一特性をなし階級構成の上に重要な意義を有する事明かである。要するに、すべての方に就いて見るに文化的能力は全然移動性を有せず、純個人的のものである。社會的勢力はすべて移動性を有する、而してその中財産のみは融通性を有して、云はゞ超個人的又は個人外的のものである。權力が社會の意志によりて個人的なるもの、即ち準個人的のものである。後の二者の區別は一に社會の意志に依存するが故に、時としては地位たとへば人身權の如きも或度に於て讓渡の可能なる制度が認められ得ることのみを附言する。

私は今姑く威力の場合を除いて云ふ。其他の種々なる社會的勢力は今日にありて別々に其支持者を有し得る。換言すれば相異なる支持者の手中に屬し得る。進みて云へば、此の如く相分れて其支持者を有する事が此等の勢力の分化である。思ふにかの慣習、宗教、道德等が完全に同一なる内容を有し相平行する間はその分化は認められず、云はゞ原始規範として未分化の姿にあるが如く、此等の勢力が常に相平行して同一なる支持者の手にある間、それは未分化の姿にある。一切の社會的物事に於けると同じく、今日に於ては明確に分化したる此等の勢力も以前にありて

は、相分化する事無く、機能的權力は非機能的權力と、後者にありても、地位は財産と密接に相結合し相平行し、其一を離れて其他のみが個人に屬する事柄は存在しなかつた。例へば、財産ごとに土地所有及び土地より生ずる所得は嘗つて密接に一定の社會的地位と結び、之れを離れては存在しなかつた、これは封建制度に認められたる事である。また、統制的機能の必要上分配せらるゝ權力が此封建制度に於て殆ど地位的權力と相一致し表裏した(この事はさまで嚴密に然りと云ひ難きにせよ)。即ち其出生により固有の地位を占有する人に對して服従する、此服従がやがて社會統制の必要に應ずる服従を意味する。云はゞ地位的權力が一面に於て機能的權力の作用を營むのである。而して此未分化の權力は嚴密に云ふならば今日の分化せる權力の何れでも無い。然るに拘はらず、例へば原始規範が今日の慣習、宗教、法律等の何れにも非ざるにもせよ、大體慣習と見られ得るが如く、かの原本的なる權力がまた地位的權力として理解せられる。蓋し、これが人そのものに固着せるものとして考へらるゝ點に於て、今日の所謂地位に伴ふ權力と性質を一にし、而して社會の統制の必要の爲に分享せられたるものとも考へられず、又富の如く融通性を有せず、從ひて機能的權力や富として理解せられ難きによる。

以上國家と云ふ社會を中心として權力の分配を論じ來つた。然れども、國家のみが權力の分配者に非ず、これと相並びて全體社會を構成するすべての部分社會は皆、或る程度に於て權力の分配を營みつゝあるものである。如何なる社會と雖も其存する所常に一種の權力を伴ふ。一方より見ればそれは成員の服従なくして統一を保ち難く、他方より見れば成員の結合即ち社會全體に對する愛着がやがて服従を意味する。後者は服従を自發的ならしめ前者は服従を確實に存在せしめる。結合即ち愛着が服従なりと云ふは、社會の力が個人の力の綜合として常に二者の間著しき力の懸隔あり、従ひて無力の個人の社會に結合すること、これ從屬の姿を呈するによる。國家以外の社會の權力は固より其程度に於て國家の權力に及ばざるを常とする。然れども二者の間決して性質の差異ありと見る事は出來ぬ。私見によれば、此程度の差異すらも、絶對的のものではない。社會の事情如何によりては、國家の權力が他の社會の權力よりも弱き場合が考へられ得る。又一體に國家の權力が優越の地位を占めつゝあるに拘はらず、社會の少數の人々にとりては他の社會の權力に及ばざる事が認められる。前者の例は中央權力の委靡したる封建制度の場合、又は國權の教權に壓迫せられたる場合、將來勞働組合が國家に取代らむとの野心の若し遂行せらるゝ場合の如きであり、後者は或種の宗教團體の成員、博徒、山窩、馬賊の團體の成員の如きである。多くの學者は考へるのに、國家のみが武力を有する、従ひて武力を背後の保障として成員を

支配する意志の力、これを權力と云ひ、國家のみは權力を有すれども、他の社會は之を有せず、他の社會例へば公共團體の如きものが其意志を強行するに武力を以てし得るとしても、それは國家の權力を借るに過ぎず、之を固有するに非ずと。私の用語を以て表はせば、國家の權力のみが武力を含む、他の社會の權力は武力を含まざる點に於てこれと性質を異にすと云ふのである。若し此の如くならば國家のみを權力團體と見又は *societas inaequalis* と見て、他の一般の社會又は *societas equalis* より區別する事も是認せられなければならぬ。然れども、國家權力の本質は成員の服從意志にありて武力に存せぬ、武力は權力が強制の爲に表現せられうる一の外形に過ぎない。他の社會の權力とてもまた服從意志より成立し、必要に應じては武力として表現し得る。軍隊を有し、警察を有し、大砲と軍艦とを常備するものは國家のみである、然れども、これはたゞ武力の用意の完きを意味するまでの事、然らずとせば労働組合や僧團が國家との間に武力的争闘を行ひ得るは何によるか。

私共が統一的集團を考へ得る限り、成員の意志は集中點を見出し、従ひてそこに權力が生れる。友人相互、交易的關係と云ふが如き所謂微分的結合にありては統一的集團の考が起らず、結合は集中點を有せざるが故に權力無し。労働組合、教團の如き有組織社會は固より階級同業者の如き無組織社會にありてすら、一集團の考が存すれば、成員の統一が集中點を見出し、成員の意志が

此集團の統一的意志に従屬する事となる。有組織社會に於て權力の形成が明確に行はれ又其強度を加へ得ると云ふ事はあれ、これと無組織社會との間に此點に於ける性質的差異は存在しない。而して國家以外これらの諸社會の權力もまた、個人を離れて浮遊するものに非ず、現實に於て常に成員の間に分配せられる。此分配また機能的非機能的の二種がある。

先づ有組織社會の一例として勞働組合を選ぶ。現代の勞働組合にありては、其權力が一方に統制的組織を通して分配せられる、即ち成員は或は組合の意志決定に参加する事により、或は此意志の執行の機關として作用する事によりて、それぞれに組合の有する權力を分享する。組合の意志決定權が常に全成員に與へらるゝ以上、此方面に於て分享せられたる權力は各人の間に著しき差等を見ず、たゞ執行機關を構成する事によりて著しき權力的差等を生じそこに社會主義的平等觀念の實現を阻碍し得る事は各國勞働組合の歴史、特に露西亞の現狀が明白に之を示しつゝある。統制の組織によらざる、云はゞ非機能的分配としては組合員が一様に此組合によりて與へらるゝ保護を擧ぐべきである。此保護の程度は組合の權力に比例し、此權力はまた一方成員の人數に依存すれども他方、而して重に、各人の捧ぐる服従の分量に依存する。即ち組合員は多く與ふるほど多くを受くる譯である。なほ國家の場合には非機能的分配が地位と財産との二に分れてゐた、これとの比較に關してなほ一言を費したい。

國家の權力の機能的非機能的分配に就いて述べたる所はなほ未だ、其全部を盡したる譯では無い。非機能的分配に關して地位と財産とを説明したるが、此後者の中さきに着目したるもの、財産權の性質、即ち財産の所有に對する國家權力の保護の性質のみに止まる。勿論財産は融通性を有し其集散重に個人の相互的關係の結果のみ、國家は多くの場合此集散の傍觀者としてたゞ集散したる財産の上に權利を保障するとは云へ、此外なほ或る程度までは、國家の意志が此集散その事を行ふ。従ひて國家權力の非機能的分配は第一次的に地位の分配、財産權の確立として行はれ、第二次的には此財産權に基づく財産數量の或程度の分配として行はる。例へば、國家が一定の年金を與へ采邑を與ふるが如きはこれである。而も此第二次的分配はたゞに非機能的分配に限りて行はれず、機能的分配に關しても行はれる、即ち非機能的分配に基づく財産權の確立を前提として、統制機能に與るもの、間に權力以外財産の一定數量が分配せられる。官吏の俸給の如き皆之に屬する。第二次的分配の財産にのみ關するは次の事情に基く。財産に關する國家權力の分配は財産權一般の創設に存し、其融通性による集散一に個人關係に委するを原則とすれども、此集散に多少の干渉を加ふる必要よりして此原則に變改を加ふる。然るに分寄せられたる權力の他の形態はその分配一たび行はれたる以上、かゝる原則に變改を加ふる必要なく、従ひて第二次的分配を要しない。従ひて第二次的分配と云ふものが行はれず、これはたゞ財産にのみ關する事となる(註)。

(註)こゝに財産又は富と云ふは極めて廣き意義を有する。財産又は富は所得、又は收入と對立して考へられ、從ひて年々の規則正しく又は年々新に流入する財を除外し、たゞ消盡せられずして存続する財本と見られ易い。然れども、此廣義の財産又は富はかゝる財本を意味するのみならず、所得、收入、その他一切の經濟財を含む。

再び勞働組合の場合に立戻る。國家に於て、云はゞ第二次的分配として、財産數量の機能的並びに非機能的分配が行はれたるが如く、勞働組合にありてもまた財産の分配が行はれ、而してこれが機能的にも非機能的にも行はれる。組合の執行機關が組合の費用によりて其生活を支ふる事は前者の場合にして、例へば同盟罷工の際組合員が補助を受取る事は後者の場合に屬する。非機能的なる勢力の分配としてさきに組合が成員に與ふる保護を擧げたるが、此保護は一方に於て此經濟的補助を含む事言ふを俟たず、たゞ他方に於ては其他、組合員並に組合員以外のものよりの一定の待遇を要求し、此要求をば組合の實力もて庇護する事を意味する、云はゞ組合員に一定の非物質的地位を保障する。かゝる地位並びにかの財産の非機能的分配は勞働組合の如き民主的組立を有するものにありては一律平等に行はるれども、例へば政黨、宗教團體等數多の社會にありては極めて不平等に行はれ、從ひて地位に著しき差等あるを常とする。この事は權力の機能的分配に基づく懸隔と相俟ちて、各部分社會の内部に常に力の差異あらしめる。

今勞働組合を一例として述べたる權力の分配は當にかゝる有組織社會に於てのみならず、同様

にまた無組織社會にも行はれる。たゞ此場合にありては統制の爲の組織を缺ぐが故に、所謂機能の分配は行はるゝ餘地無く、たゞ非機能的分配のみが行はれる。例へば今日無産者の全國內を通ずる團體無く、又同一職業のものも團體的組織を有せざるを常とする。然れども彼等は其類似の故に自ら一集團として意識し、從ひて相互の結合は此集團全體に對する結合となる。此全體の結合の存する所、成員の其社會に對する服従あり、社會の權力が形成せられると共に、それは成員に向ひて分配せられる。即ち此社會は彼等に對し其成員たる資格に於て保護を與へ、他の社會又は人々に對する彼等の反抗、要求に際しては、背後の後援者となる。此分享せらるる權力の強さも亦、他の事情にして一樣ならば、成員が其社會に捧ぐる服従に應じて大なるを常とする。たゞ此服従も、又社會の成員に與ふる保護も多くは潛勢的狀態に於て存するのを常とする、云はゞ服従の用意、保護の用意として存す、現實の服従、現實の保護は必要に應じて生じ、而も此必要は日常存する事稀である。近代に於ける無産者の階級意識の成立、其有産者に對する反抗と共に彼等の社會的地位の何故に高まれるかは此無意識社會の權力の非機能的分配を考へてのみ理解する事が出来る。而して、此種の權力分配は一切の無組織社會を通じて行はるゝ事、たゞ其分配の姿、即ち分享せらるゝ權力の差等如何、各社會の權力の分量的差異、方面的差異と云ふが如き問題は餘りに煩瑣に流れむ事を恐るゝが故に、他の機會を俟ちて論述したい。

述べ來れるが如く、國家をはじめとして、總ての部分社會はそれだけ其權力を有し、而も此權力を種々なる方法によりて分配する。今假に社會の階級的區劃を決定するものはかゝる部分社會の權力分配の姿の外なしと假定するとしても、國家は多數の部分社會のたゞ一つに外ならざる限り、其權力の分享の程度は決して階級別の決定ではあり得ない、國家の權力に對抗する他の社會の權力の強きほど、此決定力は愈減せざるを得ない。實際に於て、數多の部分社會の權力分配の姿は相集積し交錯し、其合成果として社會の階級別を決定し行くものである。此合成果の形成せられゆく道行如何は別に考察を要する問題なるが故に、今姑く論ぜず。たゞ少くも今日までの時代にありては國家が他の部分社會に對して遙に優越なる地位を占めたるが故に、其權力に對する分享の程度如何は極めて強き程度に於て階級的懸隔を決定したる事争ひ難い。然れども教會の國家に對して對抗的地歩を占めたる歐洲中世の如き、勞働組合が動もすれば國家を威嚇せむとする近き將來の文明諸國の如きに關しては常に他の部分社會の權力の分享が階級の決定に重要な意義を要し、然らざる時代に關しても、之を顧慮する事は此問題の考察上、少くも理論的に看過すべからざる所である。而して忘るべからざる事は部分社會の權力のみが階級別を支配するものに非ず、

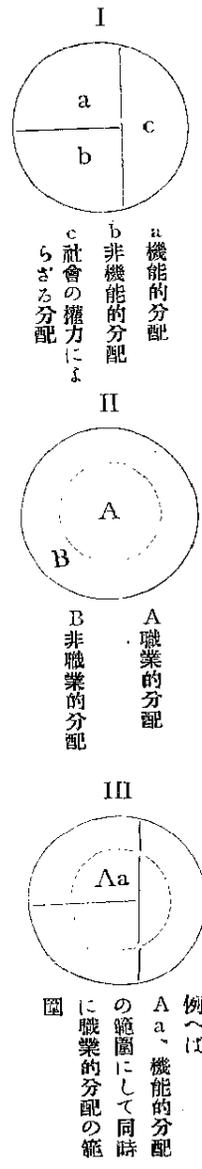
云はゞ社會的勢力の部分社會的分配の外には重要な分配の仕方がある。之を概括的に考察する事は至難の業であるが、それに到達すべき手引として私は社會的勢力の職業による分配(假にこれをその業的分配とよぶ)を考へたい。

私共は自ら一定の職業を營む。此業を離れては社會的に一定の地位、財産を有し得るが、職業を營む事によりて、又それに應ずる地位、財産的所得を得、此上になほ種々なる社會的勢力の分享にも與かる。此の如く、社會的勢力が職業に隨ひて分配せられる事柄を名づけて、その職業的分配と云ふ。此職業的分配に關して注目すべき問題が二三ある。第一、職業的に分配せられる社會的勢力には如何なる種類のものがあるか。第二、職業的分配と機能的非機能的分配との關係如何。第三、社會的勢力の全分配の上に、此職業的分配が如何なる意義を有するか。今これらの問題を順次に考察したい。

第一の問題に簡單なる答解を與へる。私共が一定の職業を營む事によりて得るものは、先づ職業に伴ふ收入である。次に、職業に伴ふ威力を考へ得る、これは一定の職業に對して世人が一般に自發的に拂ふ所の尊重として解釋し得る。ブウグレが *la dignité des professions* と云へるものはこれを指すものと考へる。更にまた、之と關聯して考ふべきは職業の與ふる地位である、茲に地位と云ふは前述の如く、社會の權力によりて命令せられ又保障せられたる服從に外ならぬ。此

地位がまた職業に就く事によりて興へられる、それは國權の保障する地位である事もあらう、然らずして、また部分社會例へば宗教團體の權力の保障する地位である事もあらう。國家を例にひきて述べたるかの非機能的なる勢力分配に於て地位的權力と稱したものは、職業によらざる地位を含めども、同時に此職業的分配に基く地位をも含む。最後に、此職業が社會の統制的機能に與がる場合にありては機能的分配に基く權力が興へられる。かくて、所謂職業的分配の目的物たる社會的勢力は其すべての種類に亘る。普通に職業の貴賤又は尊卑と云ふものは前に述べたる職業に伴ふ威力に外ならぬと思ふ、廣く職業的に分配せられたる力と此威力とは密接なる聯絡を保ち後者は前者によりて決定せらるゝ事多しとは云へ、必ずしも相一致せぬ。然れども今此點の考察にも立入る事を避ける。轉じて第二の問題に入る。社會の統制的機能に與る事は必ずしも此活動を職業にもつと云ふ事では無い、然れどもこれを職業とする事は普通に見られる事柄である。此場合にありては、機能的分配の内容はやがてこれ職業的分配の内容である。又非機能的分配の内容は必ずしも職業的分配の内容では無い。例へば職業を離れて、一定の地位、一定の財産が社會の權力によりて賦與せられる。然れども、職業を條件として一定の地位が保障せらるゝが如く、非機能的分配の内容がやがて職業的分配の内容である事は極めて多い。加之、職業的分配には社會權力による非機能的分配以外になほ廣き範圍の存する事は明なる事實である。従ひて社會的勢

力の分配に於ける機能的非機能的分配の區分と職業的分配の區分との關係は大體次の如きものとなる (IIIはI IIを重ねたるもの)。



最後に第三の問題を考へる。職業的分配が社會的勢力の全分配の上に占むる意義如何は其實、分業と階級との關係の問題である。職業的ならざる分配にも廣汎なる範圍が殘されて居る、而して仔細に立入れば、職業的なる分配の方法は大體より見て、此非職業的分配の姿によりて決定せられる。然れども此關係は極めて複雑なる説明を要する點なるが故に、今詳細なる論述を省略する。